

平成27年 第1回

教育委員会定例会会議録

平成27年1月14日

中央区教育委員会

平成27年第1回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成27年1月14日(水) 午後2時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会委員長 松川昭義
委 員 窪木登志子
委 員 竹田圭吾
委 員 鈴木ゆか
教育長 齊藤 進

説明のために出席した事務局職員

次 長 坂田直昭
庶務課長 林 秀哉
副 参 事 斎藤公一
学務課長 伊藤孝志
指導室長 佐藤 太
副 参 事 吉野達雄
統括指導主事 宮崎宏明
図書文化財課長 俣野修一

書 記 中央区教育委員会事務局

庶務係長 藤掛和幸
庶務係員 原田千恵

開 議 午後2時00分松川委員長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

委員長 松川昭義
委 員 鈴木ゆか

日程第1 議案第1号

中央区立幼稚園の入園料及び保育料に関する条例の一部を改正する条例
の制定依頼について

日程第2 議案第2号

中央区いじめ防止基本方針の策定について

日程第3 議案第3号

中央区いじめ問題対策委員会条例の制定依頼について

日程第4 議案第4号

中央区立中学校の特別支援学級において平成27年度に使用する教科書の追加採択について

日程第5

報告事項

各課からの報告について

委員長 ただいまから平成27年第1回教育委員会定例会を開会いたします。
新年を迎え、第1回の委員会にあたり、一言ご挨拶させていただきます。

(委員長 挨拶)

それでは、会議を進めます。

まず、本日の会議録の署名委員を指名いたします。本日は鈴木委員にお願いいたします。

では、本日の日程に入ります。日程第1、議案第1号を議題といたします。議案第1号を書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 それでは、次長から提案説明をお願いします。

次長 議案第1号「中央区立幼稚園の入園料及び保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼」について、提案説明。

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いします。

竹田委員 この条例は、もともとは国の新制度に対応する形で制定するものということでしょうか。

学務課長 ご指摘のとおりです。冒頭、次長がご説明いたしました、子ども・子育て支援新制度の枠組みを踏まえ、現行保育料の保護者の負担水準等を変えることなく、新しい枠組みで規定化していくものでございます。

竹田委員 消費増税が見送られていますが、財源の確保が難しいなどの理由から、とりあえず5歳児の無償化を見送り、その一方で、同時に自治体への補充を拡大する方向を考えるなど、非常に流動的な状況が報道されています。これらには、その都度、方針が確定した段階で対応する措置を設けていくのでしょうか。あるいは中央区独自の基準というか、支援制度などの形で対応していくことになるのでしょうか。

学務課長 国の財源措置は、広く子育て支援施設である幼稚園に限らず、保育園、認定こども園とすべてに対する国費財源負担としての判断から、今後、さまざまな動きがあらうかと思えます。その中で、区立の幼稚園についても、それに応じた形や枠組みでの対応が求められます。また、これまでも就園奨励といった中央区独自の取り組みを進めてきた部分もございまして、そのような取り組みは生かしながら、その都度アレンジするなど、適時適切に対応していきたいと考えています。

竹田委員 わかりました。ありがとうございます。

もう一点質問です。国の制度のコンセプト自体が、縦割りをなるべくなくし、ゼロ歳から3歳という年齢だけの区切りにしています。それが認可外だ

け外れているところが問題になっています。保育所、保育園、幼稚園という個別の支援です。今、ここでの審議内容は当然幼稚園の話しだけになっているのですが、区としては、保育園についても同じような議論や対応をしていただいているということによろしいでしょうか。

学務課長　　ご指摘いただいたとおりでございます。保育所あるいは認定こども園等につきましても、既に国の考え方にのっとった利用者負担の体系を踏まえ、改定の作業が進んでおります。

竹田委員　　わかりました。ありがとうございました。

窪木委員　　先ほど次長から説明がありましたが、新しい条例を見ますと、第2条の2や3項に、「当分の間」といった表現がありますが、その「当分の間」というのは、どのくらいの期間を想定されているのでしょうか。

学務課長　　預かり保育額の改定条項にある「当分の間」の表現ですが、昨年度、預かり保育のあり方を検討する中で、保育料負担のあり方の見直しとして定義をさせていただいたものでございます。現時点で、いつまでということ盛り込んだ上での「当分の間」ではございません。今後の預かり保育の利用状況や預かり保育サービスに関する他自治体の動向なども踏まえ、改めてこの取り扱いについては検討していくべきものと考えています。

委員長　　ほかにご質問等はありませんか。ほかに質問等ないので、本案を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長　　ご異議ないものと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に日程第2、議案第2号と日程第3、議案第3号は関連がありますので、一括して議題といたします。

議案第2号、議案第3号をそれぞれ書記、朗読願います。

（書記朗読）

委員長　　次長、それぞれの提案説明を願います。

次長　　議案第2号「中央区いじめ防止基本方針の策定」について、
議案第3号「中央区いじめ問題対策委員会条例の制定依頼」について、それぞれ提案説明。

委員長　　ただいまのそれぞれの説明について、ご質問等ございましたらお伺いします。

窪木委員　　まず、議案第2号のいじめ防止基本方針の「いじめの定義」に関し、「当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」という要件について、心身の苦痛を感じていたかどうかは、第二次被害を与えることなどが心配されますので、不要ではないかと思いますがいかがでしょうか。国

の法律や総合的な観点から、ここだけをもって原案に反対するということはいたしません、意見として申し述べておきたいと思います。

そのほか、全体的には、いじめに対する基本的な考え方など、どの児童・生徒にも起こり得る認識に立つということが明記されておりますので、原案に対しては賛成の意見を述べます。

議案第3号について、こちらも議案第2号と同じような視点からの提案だと思いますが、あくまで、いじめで重大事態が起きたときの調査というのは部分的な調査であって、関係者に出席等を求めることができるという主旨であろうかと思えます。条例には、関係者に対してできるだけ出席して調査に応じるよう努めるものとするというような努力義務規定は明記されていませんが、これは全体的に調整された動きなのでしょうか。この点を確認させていただきたいと思えます。

指導室長

まず、いじめの件につきましては、先ほど委員がご意見で言われましたとおり、国の手引きに示されている部分でもございますので、これについては、議案のとおりに定めさせていただいた次第でございます。

また、意見の聴取に関しましては、調査というよりも、いじめの重大事態が起きたときには、双方にいろいろな考え方に基づいての意見があるということがございますので、このような規定にさせていただいた次第でございます。

教育長

いじめの定義、窪木委員のご指摘につきましては、教育委員会としても十分留意すべき事項だと思っております。一つ一つ児童に確認をして、苦痛があるかどうかということの前に、学校現場できちんとそういういじめに相当するような行為を、ある程度客観的な中で、事前のできるだけ早期に解決することが必要だと思っておりますので、その辺は十分配慮しながら学校現場と取り組んでいきたいと思えます。

窪木委員

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

竹田委員

議案第3号の「いじめ問題対策委員会条例」にある対策委員会ですが、まず、対策委員会そのものの位置づけには2つの解釈があると思えます。1つは、常置された機関として、定例的に学校の状況をモニタリングして、問題の予防はもちろん、早期発見し、対応、対策をとることを目的とする。あるいは第2条第3項に書いてあるように、主に重大事態、あるいはそれに準じような事態が起きたとき、例えば2006年以来、何度も、大津などであったような、行政あるいは教育委員会としての対応に不備があるのではないかと疑われる事案が非常に多かったことなど、そういったところを補完できるような組織として設けるという解釈があるとおもいます。もちろん両方の機能を備えるという解釈もあるかと思えますが、その辺はこの条例の中でど

のように読み取るのかということをお伺いいたします。

指導室長

委員ご指摘のとおり、2つの意味というか、位置づけがあるということでございます。1つは、年間を通して常時設置している委員会でございますので、平時において、いじめの防止のための対策について調査、審議をしたり、教育委員会の諮問に基づいて答申を示したり、あるいは調査する、意見を述べるといった活動を年間を通して数回行う。あわせて、もう一方では、ご指摘のとおり、大津のような事件があった場合において、重大事態に陥ってしまったとき、その重大事態についての調査を第三者性、客観性の目線に基づいて調査して教育委員会に報告し、区長に報告する、そういう2つの意味合いがあるということでございます。

竹田委員

2点についてはわかりました。次の質問は、説明責任をどういった形で示していくのかということです。いろいろな調査や議論した内容は、この守秘義務のところにもありますように、すべてつまびらかにするということは当然できないと思いますが、一方で、例えば学校でいじめの当事者の方々からは、対策委員会においてどういった議論や対応措置が図られ、それが結果として学校なり児童生徒の学校生活にどのように反映されていくのかということを確認する機会が必要だと思っております。それがないと、結局、何のための対策委員会だという話になってしまうと思っておりますので、今、説明にあった平時の場合と、重大事態のケースで、それぞれどのような形で対策委員会としての説明責任を担保していくのかというのが、この条例に書いてないのですが、そこはどのような理解をすればよろしいのでしょうか。

指導室長

平時におきましては、年間数回の委員会を開会し、その内容を教育委員会が報告を受け、そして校長会や協議会などにきちんと説明責任を果たす、また、改善が必要であれば学校に改善してもらうということを考えております。

また、重大事態についての説明責任でございますが、こちらは議案第2号の基本方針で第4、重大事態への対処、第2の「重大事態の発生と調査」という条項を設け(2)において、「その調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切な方法で提供する。」旨を規定し、また、(5)では、「対策委員会は、その調査結果を教育委員会に報告し、教育委員会は区長に報告する。教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、その調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切な方法で提供する。」と規定してございます。この適切な方法については、一つ一つの事案に基づいて、教育委員会のほうで考えながら判断していく、あわせて調査の結果を報告していくという形で基本方針を定めさせていただいております。

竹田委員

仕組みはよくわかりますが、そういう情報提供に関して、自分がいじめられた子どもの親、あるいはいじめた子どもの親側だったら、学校も教育委員

会もある意味、当事者なわけです。当事者を通じて、調べたらこうでしたということを報告されても、それを信用できるかどうかという問題が、過去の事案にも常にあるわけです。対策委員会を設けたこと自体はとてもいいことだと思いますが、これは外から見た場合、あるいは現場で当事者になった子どもたちから見た場合、第三者が公平な立場で調べ、適切な対応措置を講じてくれるという、捉えかたは難しいのですが、駆け込み寺的なイメージを持たれるかもしれません。そこにはいい面と慎重を期さなければいけない面と両方があると思います。説明後に、フィードバックするときも、なにがしか、いわゆる正規のルートじゃないものを運用面で何か考えないと、何なんだという話になる可能性もあるのではないかと思います。

あと一点、補足の質問をさせていただきます。最終的に、いじめの問題の対処として、一義的な責任を負うのはどこかという質問が学校側やPTAなどからも出るのではないのでしょうか。この条例にあるように、出席を求めて説明を聞き、それを教育委員会に報告する対策委員会という組織をつくりますが、対策という言葉を使ったときの事件では、当事者、特に被害者に対する教育行政としての責任の所在は、どのような位置づけで、質問にお答えすればいいのでしょうか。

指導室長

まず、議案第3号の第3条、第3項で、法律、心理、医療、福祉等に関する専門的な知識を有する者以外に、教育委員会が必要と認める者として、例えば、いじめの被害を受けた当事者が指定する弁護士など、これは1つの例でございますが、いわゆる被害者側が要望するような方を組織の委員会に入れていくようなケースも、規定の中で想定してございます。結果だけを報告するのではなく、途中の経過や状況を説明しながら、最終的な報告をしていくという形で客観性、第三者性を保っていきたい、そのように考えております。

それから、最終的な責任は、個々の事案においての事象があると思いますが、これは子ども同士の間人間関係の中で起きたものでございますので、管理下にあるということ言えば、一義的には学校に責任があるものと思っております。ただ、その実態に応じては、事実関係を慎重に把握していかなければいけないものと考えてございます。

教育長

いじめ問題では、法的に刑事事件になるようなものもあると思いますので、そういう部分の責任と、教育委員会としてのいじめ対策ということでは、その対策に対してのいろいろな取り扱いや結果について、教育委員会の今までの事務の分掌からいうと、教育長が責任を負うという形になります。現場でのやりとりの中で、被害者、加害者との関係からどういう責任があるかというと、事故の内容によっては加害者側の保護者が責任を負うこともあります

し、学校側の管理に関することであれば、当然、学校側が責任を負うということになります。そのように理解をしています。

竹田委員 仮に訴訟になった場合にも、所管はどこになるかということも細かく検討されていていらっしゃると思います。

先ほどの3条の話で、室長が被害者側の弁護士と例示されましたが、ご承知のように、いじめのケースは、被害側と加害側は極めて相対的なもので、1週間でそれが入れ替るなどということが日常的に起きているものです。一方を被害者、または加害者と断定して、そのサイドで対応するというのは余計な混乱を招くと思うので、そういった部分の慎重さも期した上で運用をしていくことが必要だと思います。

以上です。ありがとうございました。

鈴木委員 議案第2号の基本方針の第1、基本的な考え方にある「保護者の役割」というところですが、保護者の連帯感があまり感じられません、私であれば、自分の子どもが友達をいじめていて大変困っていますという相談は、しないと思います。やはり、いじめられているのですがということになると思います。もちろん個々の対応になるとは思いますが、例えば、記載にある、「速やかに学校や関係機関に相談又は通報をする。」という辺りでは、学校を飛ばして関係機関に親が直にいつてしまってもいいという意味で捉えているのでしょうか。

指導室長 その子のいじめの実態、状況に応じては、速やかに当該関係機関に通報するなり、被害届等を出すということも十分あり得るのかと思っております。

鈴木委員 例えば、親が学校を飛ばして、いきなり警察に被害届とかを出してしまった場合にも、この対策委員会の方たちが直接対応するということがよいのでしょうか。

指導室長 まず、一義的には、学校における組織がございまして、そこでしっかり対応について考えていきますが、その実態から学校で補えないという場合においては、教育委員会の諮問に附すなど、委員会が調査に出てくる。そのように把握しております。

鈴木委員 この議題の制定については、今後、保護者会などで、お母様、お父様方に説明があると思います。例えば自分の子どもがいじめられているときに、先生や関係機関に相談する前に、親がとる行動として、仲のいいお母さんなどに相談することなどが多いようです。それを第三者として聞いた場合、聞いてしまった親御さんは、その方とは別に、こういう組織に相談をするという場合もあるかもしれません。各クラスのPTAで、もし親御さんに負担が掛かって受けてくれる方がいるのなら、クラスにいじめ相談などを担当する親御さんを二、三人配置してはどうでしょうか。何か起きたときに相談でき、

その方からまた先生や関係機関に相談するといった、保護者同士の連帯を生かし、クラスであったことを、親同士が把握し合えるような、もう少し柔らかい部分で保護者の役割というものを、つくってもいいと考えますが、いかがでしょうか。

指導室長 やはりクラスの親御さんや保護者同士の連携、連帯感というのは必要です。これは日ごろから、いじめのことだけに限らず、良好な関係をつくっておく、あるいは相談関係をつくっておくということが重要だと思っております。この中には、文言としては入っていませんが、各校で、学校としての方針もつくっていきますので、その中には十分反映させていくことを教育委員会として学校に指導していきたいと思っております。

鈴木委員 ありがとうございました。

窪木委員 先ほど竹田委員もお話しされましたが、議案第3号の第3条第3項の「教育委員会が必要と認める者」として、室長さんからの説明に、被害者側の弁護士とかの可能性もありますとの説明でしたが、それは国や都の説明書のようなものの中に入っているのでしょうか。それとも、室長さんのお考えなののでしょうか。

指導室長 実際に過去の重大事態等に関わる実態の調査においても、そういう形で被害者側からの代表になる方が入ることもあり、あるいは、国もこういう基本方針をつくる方向性を出しておりまして、その中でも、被害者側のことは十分、客観的にしっかり把握できるような形で反映できる組織とするということが示されておりますので、この第3条という形で示させていただきました。

窪木委員 ここからは感想と意見ですが、本来は当事者の代理人なので、むしろヒアリングされるほうの立場ですね。それから、弁護士の前に、対策委員会の委員になった以上は守秘義務があります。そうすると、自分が依頼者にどこまで話していいのかという、コンフリクト、衝突・対立・矛盾など、利害衝突の問題も生じますので、本来はなかなか微妙な役割です。ただ、非常に大胆で、対策委員会の中に入れてしまえば、すごく画期的にいじめ対策防止案とか、あるいは被害者へのケアの考え方が生まれるかもしれません。当事者的立場と対策委員、あるいは臨時委員の立場は結構微妙なところがありますので、その運用にあたっては、慎重に考えていただけたらと思います。

教 育 長 窪木委員のご指摘はごもっともだと思います。まず、私どもとしては、この委員会を立ち上げるにあたり、例えば学校とか中央区教育委員会等、極力離れた方と申しますか、直接関係がない方を選ぶことで、客観性、第三者性を担保したいというように思っています。ですから、その選び方については慎重に対応していきます。その上で、なお、被害者の方が中心になるかと思われませんが、審議なり調査の過程までかなりこだわられる要素がある、ある

いはそれがあある意味でもっともだと思われるような要素がある場合については、被害者側の関係者も入れるということもありますが、基本的には、そういうことはなしで、客観的なものを担保していくべきだと思っております。

それから、教育委員会から区長に報告を上げますが、それでもなお被害者側が納得できない、あるいは区長のほうでも、もう少しできるのではないかとということであれば、今度は区長部局のほうでの調査も可能ですので、入れることは可能ですが、極力そういうことがなく、客観性を信頼していただけるような取り組みができる運用をしていきたいと思っております。

委員長 私からもお聞きしたいのですが、いじめ対策の委員会をつくりませんが、委員がいて、また、場合によっては臨時委員を委嘱します。ほかに、第9条で専門調査員を置くことができるとありますが、これはどういう区分けで、そのような構成を考えているのでしょうか。

指導室長 第9条の専門調査員につきましては、先ほど冒頭に、この委員会は2つの意味がある。1つは平時の活動です。平時には、いじめ防止の対策の方向性が正しいか、実効性があるのか、あるいは実態はどうかの調査をしたり、そういう諮問を受けたりすることがあると思っております。平時のときに調査が必要で実動的に動くというような形の調査員として、第9条は規定しています。それに対して、調査部会が第10条にあります。こちらは、平時ではなく重大事態のときの調査を想定しています。膨大な、子どもたちのアンケートなどを調査しなければならないことから、この6人以内の委員では大変難しい。そのときに調査部会、下部組織といいますか、事故が起きたときの細かいところでの、調査などの実働部隊として置く、そういう役割でございます。

委員長 対策委員会の臨時委員というのは、どのようなときに臨時委員を置くようになるのでしょうか。

指導室長 先ほどの第3条の3項の臨時委員というのは、通常は6名以内という対策委員会の組織ですが、法律、心理、医療、福祉等の専門的な知識を有する者、これが通常の委員になります。臨時委員は、その案件ごとに応じた委員ということでございますので、先ほど申し上げた被害者等からの要請で、十分吟味して、客観性があるという方があれば、臨時という形で入れることを書いてございます。

委員長 そういった臨時委員や専門調査員を置くということは、平時の場合にはないと思っております。室長が言うように、何か特別な問題が起きたときに臨時委員なり、専門調査員なりを置いていくのだと思っております。平時の場合は、通常の6人で問題ないと思っております。ですから、その辺の区分けが気になり、そういう意味で質問したわけです。

指導室長 平時は、もちろん対策委員会の委員という形で運営していくということでは

ございます。ここでは、平時のときの運用指針や重大事態に陥ったときのそれぞれの専門調査員、臨時委員などを定めた運用指針を策定していかなければならないというふうにとりかかっています。

委員長 学校における取組に関して、学校の実情に応じた、学校いじめ防止基本方針を策定していくということですね。中央区の20校、小学校16校、中学校4校ですが、指導室としては、それぞれの学校の実情について、どんな想定をしているのでしょうか、また、各校で大幅に違うような実情が出てきそうですか。

指導室長 学校の基本的なラインというのは同じだと思っておりますが、中央区の場合は、特に児童数、生徒数が大きな学校だったり、また小さな学校があったり、人間関係において、そのような人数においての関わりが、影響することもありますので、子どもの数等の実情に応じて、また、地域特性や今までの学校の教育活動の実態もありますので、そういう実情に応じての基本方針を策定するというを考えております。

委員長 それはわかりますが、室長として、大体こういうような方針が出るのかな、こちらの地域はこんな方針が出るなというような、想定する具体的な地域特性というのは出てくると思われますか。中央区は20校のほとんどで示された基本方針に基づいたものができているとお考えなのでしょうか。

指導室長 実際には、学校が一番実情をわかっていると思いますので、地域ごとということ、なかなかこの場では何とも言えない状況です。ただ、学校の中で、例えば縦割り班をすごく一生懸命やっている学校や、あるいは児童数が非常に多く、子どもの実態を把握している学校ごとにいろいろな状況があると思います。それは、その学校の実情に応じた形の基本方針が出てくると、そのように思っております。

竹田委員 地域の特性や、学校単位の実情というよりは、実際に学校は生徒が入れ替わっていきます。一つの学校でも、2年、3年たつと全く別な学校のような状況になっていることがあります。それは特に中学校では顕著です。自由選択制になっていますので、いろいろな評判から、地域を越えて突然違う傾向の子どもが集まった学年ができたります。また、校長先生の指導力や運営力に左右されることもあり、校長先生が変わると、同じ地域の同じ名前の学校でも、違う学校のように変わってしまう。その年度ごとの実情に応じてというニュアンスも、少し入っているというふうには私は読みました。

委員長 竹田委員はPTA会長もされていて、お子さんもまだ学校へ行かれていらっしゃるのです、よくおわかりになるのだと思います。

竹田委員 いえ、私見ですけれども。

委員長 私は、そのような違いがあったほうがいいのか、ないほうがいいのか、大

ざっぱな意味で発言しました。中央区で細かい地域の実情とかは、なかなか出にくいだろうと思っています。逆にこういうようなことをやると、学校が、何か実情に合ったという文言にとらわれて、独自性を出さなきゃいけないのではないかとご苦労するだろうと思い、聞いてみたところでもあります。

指導室長 違いがある、ないということは、私は一概には、言えないと思います。学校の実情に沿った有効な形でということで、検証と改善という記載があります。基本方針に基づいて年間取り組んだものを、検証するというので、学校評価にこの項目がございます。この項目の実態を把握しながら、つくられた方針を必要に応じてその年度の末に改善して、より実効的な実用性があり、有効に働く形の方針を策定するというので、その年度ごとに、学校が見直しを図る。竹田委員がおっしゃられたように、学校の実態が変わっていくということもありますので、そこにおいて有効に働くような取り組みをしたいと思っています。

委員長 言い方はおかしいかもしれませんが、学校現場は、あまりこういう文章にとらわれないで、いいのではないのでしょうか。どうしても行政、教育委員会としては、しっかりとした文章とか、方針をつくらなければ駄目だということとはわかるのですが、それよりも実態です。学校側が子どもたちに実質的に対応するというのを私は期待をしています。しっかりした方針を求めるのではなく、それは多少、つながっていなくても、実態面における運用をしっかりとやってもらいたいと思っています。

ほかにご質問等ございますか。

なければ、議案第2号、第3号、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第2号及び議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第4を議題といたします。

議案第4号を書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 次長から提案説明をお願いします。

次長 議案第4号「中央区立中学校の特別支援学級において平成27年度に使用する教科書の追加採択」について、提案説明。

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いします。

ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決され

ました。

次に、日程第5、報告の事項のうち、(1)について報告願います。

副参事(教育制度・特命担当) 「園児・児童数増加に対応した教育施設整備」について、資料1により報告。

委員長 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお伺いします。

窪木委員 別紙資料で、各学校・幼稚園の学級数の将来動向というのが書いてあります。余裕教室の欄を見ると、縦の赤線の右側が、マイナスになって、そのままだと足りなくなるという意味なのですが、この改修をすればそこはクリアできるということでしょうか。また、余裕教室というのは、小学校、幼稚園合わせてのことなのでしょうか。

副参事(教育制度・特命担当) 委員ご指摘のとおりでございます。平成24年度に教育環境の整備に関する基礎調査報告書をつくりました。その段階で、このような幼稚園と小学校をセットでやりくりしながらできないかという研究をしまいいりました。赤線のマイナスのところ、教室数が不足するだろうという推計をさせていただいたところでございます。

窪木委員 ありがとうございます。

竹田委員 選手村になる晴海ですが、今の予定だと集合住宅になるということですが、晴海地区として捉えた場合に、当然、足りなくなるのではないかと思われまます。その月三小、晴海幼稚園の将来動向には、別な学校を選手村の側に新設するという前提ですが、月三小、晴海幼稚園は今の通学、通園区域より多少限定された区域でこのようになるという見込みでしょうか。

副参事(教育制度・特命担当) ご指摘のとおり、オリンピック選手村の跡につきましては、6,000戸規模の住宅に転用されるということでございます。現在、晴海地区につきましては、月島第三小学校、晴海幼稚園、晴海中学校という学域が1校、1園ずつしかございません。それが完成し、オリンピック終了後には到底ここだけではおさまらない状況でございます。その点を踏まえ、東京都には、学校誘致の確保について要望を出しているところでございます。小学校、幼稚園、中学校、各1校ずつ増設する、要は新築するというような計画になっていくのかと考えまます。その間、月島第三小学校、晴海幼稚園、晴海中学校で足りるのかというところは、非常に微妙なところでございます。現在、晴海地域の再開発の状況、進捗状況、これも踏まえながら見ていかなければなりません、いきなり増えるというようなことにはならない、徐々に増えていくだらうと見込んでいるのですが、現在、豊海小学校の新築工事をしているところでございます。晴海に橋が架かって渡ってくるとなると、少しは別の手も考えられると思っております。豊海小学校を一時的に活用する、あるいはほかの学校を活用するなどというようなことも踏まえながら、今後も検証していく必要があります。到底、1校では厳しいかな

というように考えてございます。ここの推計は、まだオリンピックの選手村の後の推計までは組み入れてございません。都市計画が決定しているものでございます。

竹田委員 非常に納得のいくご説明でしたが、かぶせるようで申しわけないのですが、再開発の建物は既に建っているものもあり、あの辺の方に聞くと、逆に、悲観的な感覚もあるようです。環境としてあまり望ましくない中で、教室に余裕がない状態でやっていく、子どもがあふれるのではないかと、それならば、早めに新しい学校をつくっていただくほうが良いとも思いますが、もちろんそのようなことを、できる、できないと私は言いませんが、そのような意見も聞くことがあります。その辺、オプションとしてはなかなか難しいということなのでしょうか。

副参事 進捗状況によるところでございますが、今計画されている、晴海の地域では都市計画が決定されているものを含め、まだ平成34年度、35年度までは対応可能ではないかと考えてございます。月島第三小学校の増築が完成すれば、オリンピックが終わった後で新築をしても大丈夫なように考えていきたいと思っております。

竹田委員 わかりました。ありがとうございました。

委員長 それでは、引き続き報告事項(2)について報告願います。

指導室長 「区立学校における平成26年度卒業式及び平成27年度入学式の日程」について、資料2により報告。

委員長 ただいまの報告について、ご質問をお伺いします。ないようなので、引き続き報告事項(3)について報告願います。

図書文化財課長 「重要文化財の指定」について、資料3により報告。

委員長 ただいまの報告について、ご質問をお伺いします。よろしいでしょうか。それでは、引き続き報告事項(4)について報告を願います。

庶務課長、学務課長、図書文化財課長 意見・要望について、資料4により順次報告。

委員長 それぞれ報告いただきましたが、ご質問等ございましたらお伺いします。ご質問等ないようですので、これで本日の日程は終了いたします。委員の方からご意見等ございましたらお伺いします。

それでは、私から1つお伺いしたいことがあります。国際教育と理数教育を教育委員会は進めていると思うのですが、今はどのような状況になっているのでしょうか。

副参事(教育政策・特命担当) 現在、年間5回の開会予定のうち、4回まで推進検討委員会を終了しております。これまでパイロット校のカリキュラムや課題について検討してきました。今は、今年度の報告書を作成しているというところでございます。

国際教育でございますが、国の次の学習指導要領の改訂を注視していますが、やはりパイロット校としては授業時数を増加する、または英語の講師を配置するなど、国際教育も推進していくというような話し合いが行われています。また、国際教育は、当然英語教育だけではありませんので、今後、国際理解教育、伝統文化教育のあり方もあわせて検討し、これは来年度も含めて、継続してまいります。

理数教育でございますが、パイロット校である城東小学校では、これまでさまざまな取り組みをしているところですが、それを系統的な取り組みになるように検討してまいりました。国際教育同様、来年度は時数の増加ということも検討しているところです。あわせて、大学や企業等との連携をした実験教室や授業を行っていく、または自然体験のできる宿泊行事の充実を図っていくなどということが、今、話に出ているところでございます。特に、大学との連携で本年度は、早稲田大学と連携し実験教室等も行っておりますので、来年度に向けては、大学との協定ということも視野に入れながら検討しているところでございます。また第5回の検討委員会が終了したところで詳しく報告させていただきたいと思っております。

委員長

ほかにございますか。

それでは、ご意見等ないようですので、これで本日の委員会は閉会といたします。皆さまお疲れさまでした。

午後 3 時 3 2 分 松川委員長閉会宣言
署名委員